

相続開始後の申告と手続きのスケジュールについて

<行政機関等>
期限までにお手続きください

順次お手続きください

7日以内

死亡届

公共料金等の口座変更

口座振替契約状況の確認

10日以内

年金受給者死亡届
(国民年金は14日以内)

葬儀費用の領収書等の
整理・保管

遺言書の有無の確認

3か月以内

相続の放棄または限定承認

相続人の確認

被相続人の本籍地から
戸籍謄本を取り寄せる

遺産や債務の確認

固定資産の名寄せ、金融機関の
残高証明書が必要

4か月以内

所得税の申告と納付
(準確定申告)

共済金の請求
(保険金)

死亡共済金・入院共済金等

遺産分割協議書の作成

相続人全員と協議し、
遺産分割協議書を作成する
(相続人全員の実印と印鑑証明が
必要となります)

10か月以内

相続税の申告と納付

遺産の名義変更

不動産の相続登記や預貯金・
出資金等の名義書き換えを行う

農地法3条の3届出

相続により農地等を取得した者は、
遅滞なく農業委員会に届け出る

※上記は主な手続きになります。